

申請の要件	7 貯蔵施設等の変更の許可
申請に関する説明	液化石油ガス販売事業者は、貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	法第37条の2第1項
関係条項	法第37条及び第37条の2第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第14条及び第52条から第56条まで</li> <li>・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号）</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）</li> <li>・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号）</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号）</li> <li>・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用及び解釈について（平成29年3月31日20170316商局第10号）</li> </ul>
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）
標準処理期間	13日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額